

## ■ 特例退職被保険者（特退）として再加入するパターン

老齢厚生年金受給開始年齢



1	富士通健保(現役)		特退	
2	富士通健保(現役)	再就職等	特退	
3	富士通健保(現役)	国保	特退	
4	富士通健保(現役)	富士通	任継	特退
5	富士通健保(現役)		再就職等	特退
6	富士通健保(現役)	任継	国保	特退
7	富士通健保(現役)	再就職等	国保	特退
8	富士通健保(現役)		富士通 任継	特退
9	富士通健保(現役)	再就職等	他健保 任継	特退
10	富士通健保(現役)		特退	再就職等 特退

✖ 以下のパターンは、特退に加入できません。

11	富士通健保(現役)	国保	✖ 特退	
<p>■ 加入できない理由：老齢厚生年金受給開始年齢に達した誕生日から3ヶ月以上経過した場合</p>				
12	富士通健保(現役)	国保	特退	✖ 国保 特退
<p>■ 加入できない理由：老齢厚生年金受給開始年齢を過ぎて国民健康保険に加入した場合</p>				

### 略称説明

- ・「富士通健保(現役)」とは、富士通健保組合加入期間が通算20年(40歳以降は10年)以上ある人
- ・「特退」とは、特例退職者医療制度
- ・「任継」とは、任意継続被保険者制度
- ・「国保」とは、国民健康保険に加入している人
- ・「再就職等」とは、再就職先の健康保険に加入、または海外転出した人
- ・「他健保 任継」「富士通健保 任継」とは、任意継続被保険者に加入している人

### 注意事項

- ※ 国民健康保険の加入に際して、市区町村役場にて「健康保険資格喪失証明書」が必要な場合には「証明書発行願」を退職時の事業所に提出してください。(マイオフィスによる「申請一覧」「(福利厚生)健康保険」「証明書発行申請(健康保険組合)」でも起票可)
- ※1 老齢厚生年金受給開始年齢に達する前に国民健康保険に加入した場合、受給年齢に達した時点(誕生日)で「特退」に加入できますが誕生日から3ヶ月以上経過してしまうと「特退」には加入できませんのでご注意ください。(上記パターンNO.11)
- ※2 老齢厚生年金受給開始年齢を過ぎて国民健康保険に加入した場合は、「特退」への加入はできません。(上記パターンNO.12)  
国民健康保険の加入については、各市区町村の国民健康保険窓口にお問い合わせください。